

# 第一種フロン類充填回収業者の登録申請（更新）手続きのご案内

## （電子申請用）

群馬県環境森林部環境保全課

第一種フロン類充填回収業者の登録の有効期間は5年です。有効期間満了後も引き続きフロン類の充填・回収を行おうとする者は、有効期間が満了する前に、当該業務を行う区域の都道府県知事あてに登録の更新申請をします。本県では、有効期間満了日の3ヶ月前から更新申請を受け付けています。

### 1 登録の更新申請

「ぐんま電子申請受付システム」で「第一種フロン類充填回収業者の登録申請（新規・更新）」の手続きを検索します。「第一種フロン類充填回収業者登録の更新申請書」及びその他必要なファイルをダウンロードし、必要事項を記載の上、添付書類とともに「ぐんま電子申請受付システム」から申請します。

ただし、一部の添付書類については、環境保全課へ郵送又は持参しなければならないので注意してください（添付書類については「(4)添付書類」を参照してください）。

「ぐんま電子申請受付システム」

[https://apply.e-tumo.jp/pref-gunma-u/offer/offerList\\_initDisplay](https://apply.e-tumo.jp/pref-gunma-u/offer/offerList_initDisplay)

#### (1) 登録の更新申請書の記載事項

##### ア 「事業所の名称及び所在地」欄

フロン類の充填・回収を行う事業所の名称及び所在地を記載します。

複数の事業所を置いてフロン類の充填・回収を行う場合は、事業所ごとに別葉で作成し、1つのファイルにまとめて提出してください。

##### イ 「回収の対象とする第一種特定製品の種類及び回収しようとするフロン類の種類」欄

回収の対象とする第一種特定製品の種類及び回収しようとするフロン類の種類について、該当する欄に○を付けてください。

なお、フロン類の充填量が50kg以上の第一種特定製品からフロン類を回収しようとする場合は、フロン類回収設備の能力が200g/min以上（合算可）でなければなりません。

##### ウ 「充填の対象とする第一種特定製品の種類及び充填しようとするフロン類の種類」欄

充填の対象とする第一種特定製品の種類及び充填しようとするフロン類の種類について、該当する欄に○を付けてください。

##### エ 「フロン類回収設備の種類、能力及び台数」欄

所有又は保有するフロン類回収設備について、該当する欄に台数を記入してください。

##### オ 備考の下の欄

フロン類の回収を自ら行う者若しくはフロン類の回収に立ち会う者又はフロン類の充填を自ら行う者若しくはフロン類の充填に立ち会う者の氏名等を記載してください。

また、申請に係る事項の補足的説明を任意に記載することができます。

#### (2) 登録申請手数料

5,000円

### (3) 納付方法

登録の更新手数料は、次のア、イのいずれかの方法で納付してください。

#### ア 払込書による納付

有効期間満了日のおよそ3ヶ月前になりましたら、更新手続の案内を送付します。払込書を同封いたしますので、金融機関の窓口で納付し、交付された「領収済証明書（申請書等貼付用）」を「証紙等納付書（領収済証明書用）」に貼付してください。

「証紙等納付書（領収済証明書用）」は、ぐんま電子申請受付システムからダウンロードしてください。

払込書の（払込人保管）の部分は、申請者の控えですので、環境保全課に送付しないでよう気をつけてください。

#### イ 群馬県証紙による納付

群馬県証紙による納付を希望する場合は、最寄りの証紙売りさばき所で購入し、「証紙等納付書（県証紙用）」に貼付してください（収入印紙ではありませんので、注意してください。）。

証紙売りさばき所は、県のホームページを参照してください。

<https://www.pref.gunma.jp/page/7568.html>

#### ウ 電子納付

申請手数料の電子納付（Pay-easy）をする場合は、はじめに「ぐんま電子申請受付システム」から登録申請し、添付書類を環境保全課に提出してください。環境保全課では、申請書及び添付書類の審査を完了した後、「受理通知メール」を申請者に送ります。メール受信後、10日以内を目安に電子納付（Pay-easy）により申請手数料を納付してください。

なお、電子納付の詳細につきましては「第一種フロン類充填回収業者の登録申請（新規・更新）手続をされる皆様へ 電子納付が可能となりました」（「ぐんま電子申請受付システム」及び県のホームページ「フロン類対策」に掲載）を参照してください。

### (4) 添付書類（新規登録申請と同様です）

事業所が複数ある場合、イ、ウ、オ、カについては、各事業所ごとに必要です。

#### ア 本人を確認できる書類

原本を環境保全課に郵送又は持参してください。

- ・ 個人の場合は、発行日より3ヶ月以内の住民票の写し
- ・ 法人の場合は、発行日より3ヶ月以内の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

#### イ フロン類回収設備の所有権を有することなどを証する書類

スキャン等でデータ化したファイルをぐんま電子申請受付システムから提出してください。

- ・ 自ら所有している場合は、購入契約書、納品書、領収書、販売証明書のうち、いずれかの写し。これらを持っていない等の場合は、回収設備を所有している旨の申立書（様式は、環境保全課に問い合わせてください）及び所定の方法で撮影した写真。
- ・ 自ら所有権を有していない場合は、借用契約書、共同使用規定書、管理要領書のうち、いずれかの写し。

#### ウ フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類

スキャン等でデータ化したファイルをぐんま電子申請受付システムから提出してください。

- ・ 申請書に記載された項目（a. フロン類の回収設備の種類、b. 回収設備の能力）について説明する書類として、取扱説明書、仕様書、カタログ等の写し（必要なページのみ）。

## エ 申請者等が法に定める欠格要件に該当しないことを説明する書面（会社で1通）

ぐんま電子申請受付システムで「誓約書」をダウンロードし、必要事項を記載して同システムから提出してください。

- ・ 申請者等が、フロン排出抑制法第29条第1項各号に該当しない者であることを誓約した旨の書面

### \* 欠格要件

- (ア) 心身の故障によりその業務を適正に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (イ) フロン排出抑制法若しくは自動車リサイクル法（引取業者、フロン類回収業者、自動車製造業者等の規定に限る。）の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (ウ) 第一種フロン類充填回収業者の登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- (エ) 第一種フロン類充填回収業者の登録を取り消された法人において、その処分の前30日以内に役員であり、かつ、その処分日から2年を経過しない者
- (オ) 第一種フロン類充填回収業者がその業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (カ) 法人にあっては、その役員のうちに上記①～⑤のいずれかに該当する者があるもの

## オ フロン類の回収を自ら行う者又は回収に立ち会う者が有する資格に関する資料

- ・ フロン排出抑制法施行規則第40条第2号の「十分な知見を有する者」としてフロン類の回収に携わる者が有する資格等の免許証・修了証の写し。

### \* 次に掲げる資格のいずれか

- (ア) 冷媒回収推進・技術センター(RRC)が認定した冷媒回収技術者
- (イ) 高圧ガス製造保安責任者：冷凍機械（高圧ガス保安協会）
- (ウ) 冷凍空気調和機器施工技能士（中央職業能力開発協会）
- (エ) 冷凍空調施設工事業所の保安管理者（高圧ガス保安協会）
- (オ) （一社）群馬県フロン回収事業協会が実施するフロン回収技術講習会修了者（有効期限が設定され、かつ有効期限内のものに限る。）
- (カ) 冷凍空調技士（日本冷凍空調学会）
- (キ) 技術士（機械部門（冷暖房・冷凍機械））

## カ フロン類の充填を自ら行う者又は充填に立ち会う者が有する資格に関する資料

- ・ フロン排出抑制法施行規則第14条第9号の「十分な知見を有する者」として充填に携わる者が有する資格等の免許証・修了証の写し。

### \* 次に掲げる資格のいずれか

- (ア) （一社）日本冷凍空調設備工業連合会が認定する第一種冷媒フロン類取扱技術者又は（一財）日本冷媒・環境保全機構が認定する第二種冷媒フロン類取扱技術者
- (イ) 次に示す資格等を有し、かつ、充填に必要な知識等の習得を伴う講習を受講した者
  - a 冷凍空調技士（日本冷凍空調学会）
  - b 高圧ガス製造保安責任者：冷凍機械（高圧ガス保安協会）
  - c 上記保安責任者（冷凍機械以外）であって、第一種特定製品の製造又は管理に関する業務に5年以上従事した者
  - d 冷凍空気調和機器施工技能士（中央職業能力開発協会）
  - e 冷凍空調施設工事業所の保安管理者（高圧ガス保安協会）
  - f 自動車電気装置整備士（対象は自動車に搭載された第一種特定製品に限る。）
- (ウ) 十分な実務経験（日常的に冷凍空調機器の冷媒の充填に3年以上携わり、これまで高

圧ガス保安法やフロン排出抑制法を遵守し、違反したことがないこと)を有し、かつ、  
充填に必要な知識等の習得を伴う講習を受講した者  
※(イ)及び(ウ)の「かつ、充填に必要な知識等の習得を伴う講習」については、環境  
省のホームページを参照してください。

[http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/law/kaisei\\_h27/koushuu.html](http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/law/kaisei_h27/koushuu.html)

## 2 登録通知書の送付

審査後、登録の更新ができ次第、環境保全課から登録通知書を送付します。  
原則として、住民票又は登記事項証明書記載の住所又は所在地に普通郵便で送付します。

## 3 問い合わせ、添付書類の郵送先

群馬県環境森林部環境保全課環境保全係

住 所：〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1

電 話：027-226-2832

FAX：027-243-7704

メールアドレス：kanhozen@pref.gunma.lg.jp

問い合わせ受付時間（電話の場合）

：月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く） 8時30分～16時30分